参考資料－３

「岩木川河川整備委員会」規約

第１条（趣旨）

この規約は、「岩木川河川整備委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第２条（目的）

この委員会は、国土交通省東北地方整備局が作成する「岩木川水系河川整備計画」（大臣管理区間）並びに青森県が作成する「岩木川水系河川整備計画」（指定区間）の素案について意見を述べるとともに、河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるものとする。また、河川整備計画に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長及び青森県知事に対し意見を述べるものとする。

第３条（組織等）

委員会は、東北地方整備局長及び青森県知事が設置する。

２　委員会の委員は、東北地方整備局長及び青森県知事が委嘱する。

３　委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。

４　委員の任期は原則として２年とし、再任を妨げない。

第４条（委員長）

委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会の運営と進行を総括する。

３　委員長は、副委員長を委員の中から指名する。

４　委員長に事故があった場合には、副委員長がその職務を代行する。

第５条（委員会）

委員会は、委員長が招集する。

第６条（公 開）

委員会の公開方法については委員会で定める。

第７条（事務局）

委員会の事務局は、東北地方整備局青森河川国道事務所及び青森県県土整備部におく。

第８条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

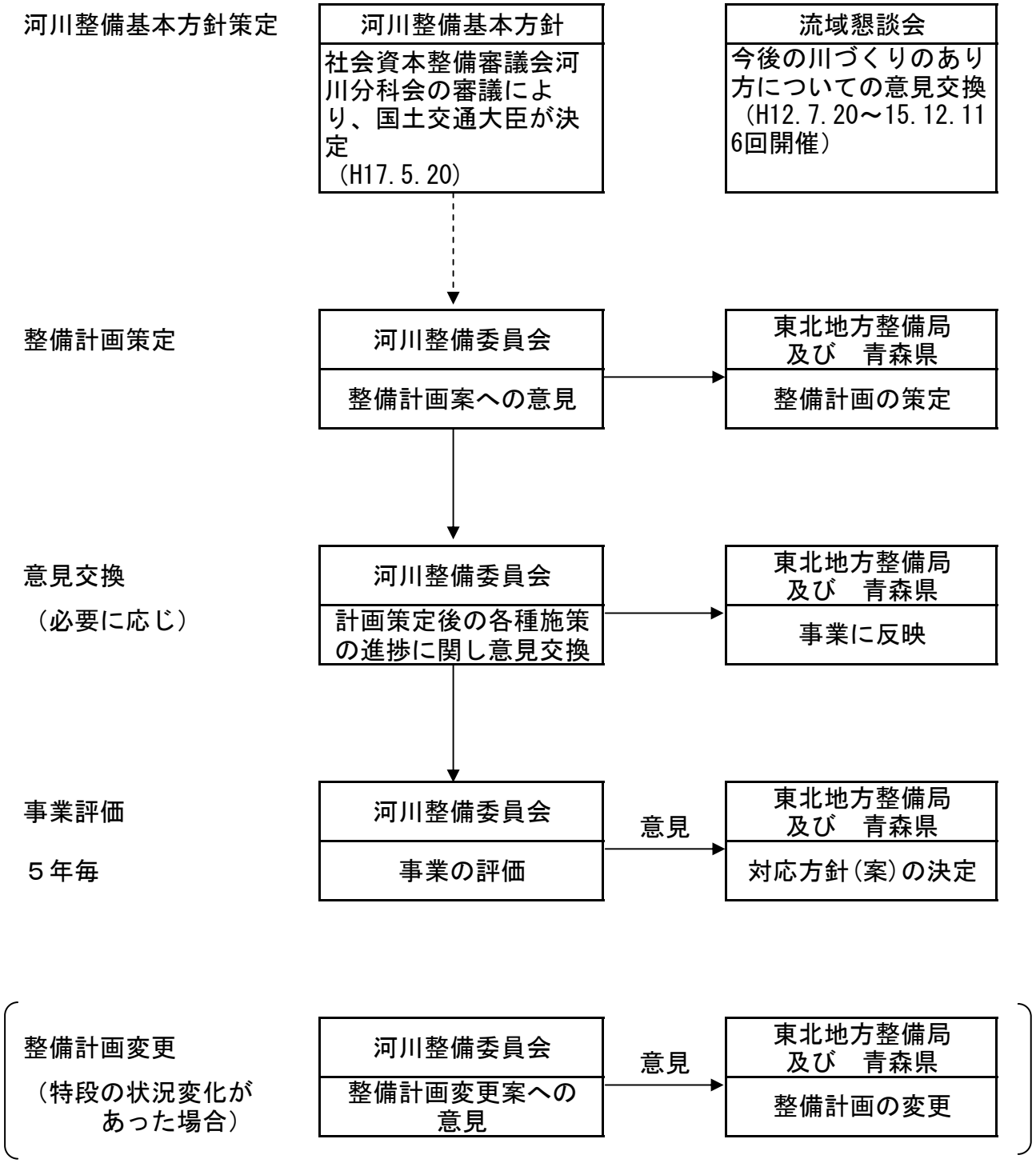
第９条（雑 則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則（施行期日）

この規約は、平成１８年３月２日より施行する。

「岩木川河川整備委員会」の役割



「岩木川河川整備委員会」に関する公開方法

１．会議の公開

（１）会議、会議資料、議事概要は公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料及び議事概要を非公開とすることができる。

（２）前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

２．議事概要

河川整備委員会の議事について、事務局が議事録概要を作成するものとする。

３．公開の方法

（１）会議資料及び議事概要は閲覧、インターネットでの掲載等によるものとする。

（２）閲覧場所は青森河川国道事務所及び五所川原出張所、藤崎出張所、並びに青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部、中南地域県民局地域整備部、西北地域県民局地域整備部とする。

「岩木川河川整備委員会」に関する傍聴規定

１.「岩木川河川整備委員会」は公開とする。

２. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

３. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

（１）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

（２）傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。

（３）一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。

（４）次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
ア 危険な物を携帯している者
イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
ウ 酒気を帯びていると認められる者
エ その他委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（５）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
エ 飲食又は喫煙をしないこと。
オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
カ その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。

（６）傍聴人は、委員会で秘密会とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。

（７）傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。

（８）委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。